2 各表の記載の仕方

別表一(一) 「普通法人(特定の医療法人を除く。)及び人格のない社団等の分」 の申告書

1 この表の用途

この表は、普通法人及び人格のない社団等が、確定申告又は仮決算による中間申告をする場合に使用します。 ただし、措置法第67条の2第1項《特定の医療法人の法人税率の特例》の規定により承認を受けた医療法 人が確定申告又は仮決算による中間申告をする場合には、別表一(三)の申告書を使用してください。

2 各欄の記載要領

(1) 一般の場合

欄	記	載	要	領		注意事項
「法人名」及び「代表者自署 押印」						必ずフリガナを付けて ください。この場合、正 本には必ず代表者が自署 押印してください。
「同非区分」	(1) 当期が平成1 る場合には、旧 を○で囲んで表 (2) 当期が平成1 ある場合には、 分を○で囲んで	別表二の「 示します。 8 年 4 月 1 別表二の「	判定結果 6 日以後に開 「判定結果]	」で判定した 始する事業年	三区分	
「旧納税地及び旧法人名等」	当期中に納税地 合併法人が被合併 には旧納税地又は 主たる事務所の所 は主たる事務所の 記載します。	f法人の最後 に旧法人名(在地と納税	後事業年度の 被合併法人 地とが異な	D申告をする 名)を、本店 る場合には本	場合 言又は に店又	
「※税務署処理欄」	原則として記載 ただし、「売上の (収入)金額の合詞 を除きます。)を り上げます。)で	金額」欄に 計額(雑収) 100 万円単	ついては、 入、営業外 位(100 万)	員益計算書の 収益及び特別	月損益	売上金額は、消費税の 事業者免税点の参考となり、また税務署における 事務の効率化にもつなが ることから、記載をお願 いしています。
別表等要送付要否	税務署から送付め、翌事業年度以の送付が不要な場現在、「送付不見別表セット等の送をしてください。	降、別表セ 合は、「否 要」としてW	ット及び勘 欄に○を \る法人が、	定科目内訳明 します。 翌事業年度.	月細書 以降、	
税理士法第30条 の書面提出有 の2 の書面提出有	税理士法第 30 条の 2 《計算事項 規定する書面を申 ○をしてください	「、審査事項 「告書に添付	等を記載し	た書面の添作	ナ)) に	

欄	記	載	要	領	注 意 事 項
「事業年度分の 申告 書」	れぞれ「確定」又	スは「中間」 日告書である	と記載しま	の区分に応じてそ す。 「期限後確定」と	この申告が中間申告書である場合には、更に、「中間申告の場平成年月日合の計算期間平成年月日」にその計算期間を記載してください。
「リース特別控除取戻税額5」	等を規金で① ② ③ ④ 5 ⑥ ⑦ ⑧ 得の別の別のがだ措れ措れ人措れ措れ措れ法措れ係措れ平し規定さ用るい法場法場領法法場法場法場法場法法場 18 年 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	法の当は、条験条ネー条小条業条縄ー条神乳条報正法は背第前期、の研のルーの企の基のの一のの基は人と法権目のその第第第一・6業7盤9特・10時・第強則額の第条の法の・第費5キ・第著第強第定・第定・7・12を対している。	2 (現 項 項 角 項 の 項 設 項 地 項 は で で で で で で で で で で で で で で で で で で	度で、次と欄にという。 で、次と欄にという。 で、次と欄にという。 承額認備に、次と欄にという。 不額認知のの人の進力。 で、この承額認備に、一次とにして、の税承設備に、一次とにいる。 一次の人の進力。 一次の人の進力。 一次の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人	この場合、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
「法人税額計 10」	措置法第62条 る場合には、使送 欄の上段に外書と	金秘匿金の支	支出の額の4	必匿金の支出があ 0%相当額をこの	この場合、「控除税額 12」及び「差引所得に対 する法人税額13」の欄の 記載に当たっては、この 外書きをした金額を「10」 に含めて計算します。
「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 11」	する事業年度開始 あり、かつ、その	3の日から5 更正の通知 前期以前の	年以内に開始 書に記載され 法人税額か	れた繰越控除され らまだ控除されて	
「差引所得に対する法人税額13」	この金額が 100 合は記載しないて		る場合又は	マイナスとなる場	
「中間申告分の法人税額 14」	この申告が確定 べき中間納付額を			申告により納付す	当該税額の納付の有無 にかかわらず記載します。

欄	記	載	要	領	注 意 事 項
「差引確 定法人 税額 税額とし、 マイナスの (13)-(14) 場合は、(17) へ記入 15」		でください。	この場合の	マイナスとなる場 マイナスの金額は	
「この申告による還付金額」 の各欄)還付金額又	は欠損金の	得税額等の還付金 繰戻しによる還付 便を記載します。	
「欠損金の繰戻しによる還付請求税額18」				である場合には、の外書に移記しま	当期が平成4年4月1日ま年 な20年3月31日ま年 な20年3月31日ま年 での年3月31日ま年 での間に終業等ででのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのできます。 が平成20年3月31ま年 でのでのできます。 でのでのできまます。 ののでのできまます。 ののでのできまます。 ののでのできまます。 ののでのできまます。 ののでできまます。 ののでのできまます。 ののできまでのできます。 ののできまでのできます。 ののできまでのできます。 ののできまでのできます。 ののできまでのできます。 ののできまでのできます。 ののできまでのできます。 ののできまでのできます。 ののできまできまでのできます。 ののできまでできます。 ののできまでできます。 ののできまでできます。 ののできまでできます。 ののできまでできます。 ののできまです。 ののできまでのできまできまでのできまです。 ののできまです。 ののできまできまでできまできまできまでできまです。 ののできまできまできまでできまでできまでできまでできまでできまでできまできまできまで
「(1)の金額又は 800 万円× 12 相当額のうち少ない金 額 30」から「所得金額(1)32」 までの各欄	以下の法人、資本	本若しくは出	資を有しな	資金の額が1億円 い法人(相互会社 場合に記載します。	当期末における資本金の額又は出資金の額が 1億円を超える法人及び相互会社の場合には、「その他の法人の場合 33」に記載し、この欄には記載しないでください。
「(1)の金額又は 800 万円× 12 相当額のうち少ない金 額 30」	未満の端数は切 なお、この算記 数がある場合に すが、その端数	り上げます。) だにより計算 は、その端数 が「1」の所)を記載し した金額に を切り捨て 得金額の1,	たって計算し、1月ます。 1,000円未満の端 た金額を記載しま 000円未満の端数 な額を記載します。	
「剰余金・利益の配当(剰余金の分配)の金額 47」	号《利益積立金額 の配当若しくは 18年5月1日前 に係る利益の配	質》に規定す 剰余金の分酉 前に終了した 当又は剰余金	る剰余金の 記又は金銭の 事業年度で 途の分配の額	京第9条第1項第5 配当若しくは利益 の分配の額(平成 ある場合には当期 ほとし、当期が平成 年度である場合に	例えば、年1回4月末 決算(決算確定は6月) の法人の場合には、平成 18年4月期の本欄は平成 18年6月の配当の金額を 含めて記載し、平成19年

欄	記	載	要	領	注 意 事 項
	は、前期の利益又は除きます。)のほかす。				4 月期の本欄には平成 19 年 6 月の配当の金額を含 めずに記載します。また、 年 1 回 5 月末決算(決算 確定は 7 月)の法人の場 合には、平成 18 年 5 月期 の本欄は平成 18 年 7 月の 配当の金額を含めずに記載します。
「還付を受けようとする金融機関等」	「計 19」の還付金 座への振込みを希望 預貯金口座名及びそ 郵政公社の通常貯金 「貯金記号番号」に 郵便局窓口での受取 する郵便局名のみを	される場合 の口座番号 む口座への扱 その通常貯む なを希望され	は、その取引 ・を記載して	銀行等の名称、 てください。日本 望される場合は 号番号のみを、	欠損金の繰戻しによる 還付請求税額があるとき は、別に還付請求書の提 出が必要です。

(2) 修正申告の場合

(1)によるほか、次により記載します。

欄	記載要領	注 意 事 項
「事業年度分の 申告 書」	空欄には、確定申告書と中間申告書との区分に応じてそれぞれ「修正確定」又は「修正中間」と記載します。	
「中間申告分の法人税額 14」	この申告前の確定申告等において中間納付額の還付金額 がある場合にも、その還付金額を控除する前の中間申告分 の法人税額を記載します。	
「所得税額等の還付金額 16」 又は「中間納付額 17」		既に還付を受けている かどうかに関係なく記載 します。
「欠損金の繰戻しによる還付請求税額 18」	既に還付を受けている場合には、この修正申告により確定した欠損金額を基礎として計算される還付を受けるべき金額を本書に記載しますが、この場合、既に還付を受けた金額のほか、その還付に際し還付加算金の支払を受けているときは、この申告による還付金額に対応する還付加算金の額を含めて記載します。	(例) 既に還付を受けた金額 500,000円 同上の還付加算金 30,000円 修正申告による還付金額 300,000円 還付を受けるべき金額 に対応する還付加算金 30,000円× 300,000円 =18,000円 この欄に記載する金額 300,000円+18,000円 =318,000円
「法人税額 23」	この申告前の申告書の「15」の金額を記載しますが、この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引所得に対する法人税額」の金額から中間申告分の法人税額を控除した金額を記載します。	

欄	記載要領	注 意 事 項
「還付金額 24」	この申告前の申告書の「16」及び「17」の金額に、既に還付された欠損金の繰戻しによる還付金額を加算した金額を記載しますが、この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「還付所得税額等」の金額と「還付金額」の金額との合計額を記載します。	欠損金の繰戻しによる 還付金額につき還付加算 金の支払を受けている場 合には、その還付加算金 の額を含めて記載します。
「この申告により納付すべき 法人税額又は減少する還付 請求税額 25」	「15」、「19」及び「この申告が修正申告である場合」の各欄のうち記載金額のある欄に応じて、次の金額を記載します。この場合、その金額が100円未満となるときは記載しないでください。 (1) 「15」と「23」とがある場合には、「15」の金額から「23」の金額を控除した金額 (2) 「15」と「24」の本書とがある場合には、「15」の金額と「24」の本書の金額との合計額 (3) 「19」の本書と「24」の本書とがある場合には、「24」の本書の金額から「19」の本書の金額を控除した金額	
「欠損金の繰戻しによる還付請求税額18」から「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額25」までの外書	各欄の外書は、この申告が欠損金の繰戻しによる還付金額が過大であったことによる修正申告であり、かつ、その繰戻しによる還付が行われていない場合に限り、次により記載します。 (1) 「18」及び「19」には、この申告による減少後の還付請求税額を外書きします。 (2) 「24」には、この申告前の還付請求税額を外書きします。 (3) 「25」には、「24」の外書の金額から「19」の外書の金額を控除した金額を外書きします。	